

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要綱の制定について

〔 2 4 生産第 2 8 6 9 号 〕
平成 2 5 年 2 月 2 6 日
農林水産事務次官依命通知
改正 平成 2 6 年 2 月 6 日

この度、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策について、別紙のとおり鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要綱が定められたので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本対策の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

(別 紙)

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要綱

第1 趣 旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域等を中心に全国的に深刻化している、また、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の営農意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせている。

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するためには、地域主体の取組を推進することが効果的であるが、近年、農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少が進行していること等に伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが必要となっている。これを受け、平成19年12月、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）が制定され、また、平成24年3月には、対策の担い手確保、捕獲の一層の推進等を図るために一部改正されたところである。

これらの状況を踏まえ、従来からの鳥獣被害防止総合対策に加え、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策（以下「本対策」という。）において、捕獲活動の更なる強化のための緊急捕獲活動、地域の実情に応じたきめ細やかな鳥獣被害防止施設の機能向上の取組への支援を緊急的に実施するものとする。

第2 目 的

本対策は、緊急捕獲活動及び鳥獣被害防止施設の機能向上を通じて、鳥獣による農林水産業に係る被害の軽減に資することを目的として行うものとする。

第3 実施方針等

1 対策の実施方針

本対策は、事業実施主体や地域が抱える鳥獣被害に関する問題の明確化を図り、第2に掲げる目的の達成に向け、地域の実情に応じつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が特に必要と認める場合にあっては、この限りではない。

2 対策の内容等

- (1) 本対策は、第4の都道府県協議会において、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金（以下「緊急捕獲等交付金」）により資金を造成し、この資金を活用することにより、事業実施主体が緊急捕獲等計画に基づき実施する緊急捕獲活動による個体数調整及び侵入防止柵の機能向上による被害防除の事業を支援するものとする。

- (2) 事業種類、事業内容、事業実施主体、採択要件及び補助率は別表に掲げるとおりとする。

3 事業費の低減

本対策による事業を実施する場合は、地域の実情にかんがみ、過剰とみられるような施設の整備等を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

4 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業を実施する場合にあっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設の導入効果について、生産局長が別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

第4 都道府県協議会

第3の2の(1)の緊急捕獲等交付金により資金を造成する実施主体として、都道府県協議会を設置するものとする。

- 1 都道府県協議会は、当該都道府県の区域をその対象区域として設置するものとし、生産局長が別に定める要件を満たし、都道府県、農業者団体に加えて、各都道府県の実情に応じてその会員を構成するものとする。

- 2 都道府県協議会の代表者（以下「都道府県協議会長」という。）は、第7の1の規定による助成措置を受けようとするときは、生産局長が別に定めるところにより、都道府県協議会の運営等に係る規約等を定め、1を満たすことについて、地方農政局長等（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）の承認を受けるものとする。

なお、地方農政局長等は、都道府県協議会が1の要件を欠いたと認めた場合又は第7の2に定める助成措置の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置をとらなかったと認める場合には、この承認を取り消すことができる。

第5 事業の実施手続

- 1 都道府県協議会長は、生産局長が別に定めるところにより、都道府県緊急捕獲等実施計画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

- 2 事業実施主体を構成する市町村（市町村が事業実施主体の場合を含む。）又は所在する市町村（第5において「事業実施市町村」という。）は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の現状及び課題、被害軽減目標並びに被害対策の具体的な取組方針について定めた法第4条に基づく被害防止計画を作成するものとする。

- 3 事業実施市町村は、生産局長が別に定めるところにより、地域協議会と協議の上、緊急捕獲等計画を作成し、都道府県に報告するものとする。
- 4 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、2の被害防止計画及び3の緊急捕獲等計画を添付した上で、都道府県協議会長に提出するものとする。
なお、複数の都道府県の市町村をまたぐ事業実施計画にあつては、事業実施主体の属するそれぞれの都道府県協議会長に提出するものとする。
- 5 都道府県協議会長は、4により提出された事業実施計画及び都道府県が事業実施主体となる事業実施計画を踏まえ、生産局長が別に定めるところにより、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
- 6 都道府県協議会長は、鳥獣被害防止の目標達成に資するため必要があると認める場合には、都道府県計画の取組内容を変更できるものとする。なお、取組内容を変更した場合には、地方農政局長等に報告するものとする。
- 7 都道府県協議会長は、緊急捕獲活動及び鳥獣被害防止施設の機能向上のために、緊急捕獲等交付金により造成した資金から事業実施主体に対して補助金の交付を行おうとするときは、生産局長が別に定めるところにより業務方法書を作成し、地方農政局長等の承認を受けるものとする。

第6 推進指導等

都道府県は、都道府県協議会における資金の管理運営が適正に行われ、かつ、事業目標が達成されるよう主体的に取り組むものとする。また、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を活かした本対策の効果的な推進が図られるよう、市町村等との密接な連携を図るとともに、農林水産部局、鳥獣保護部局及び試験研究機関等が一体となり、事業実施主体に対して必要な情報提供、助言及び指導を行うものとする。

第7 助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、都道府県協議会が行う資金の造成に必要な経費について、別に定めるところにより交付するものとする。
- 2 都道府県協議会は、交付された緊急捕獲等交付金によって資金を造成し、事業実施主体が行う事業について、その資金を財源として補助を行うものとする。

第8 事業の実施期間

本対策は、平成27年3月31日までとする。

ただし、生産局長が別に定めるところにより、本対策の実施期間を延長することができる。

第9 資金

- 1 都道府県協議会は、国からの緊急捕獲等交付金により造成した資金について、特別の勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して整理しなければならない。
- 2 都道府県協議会は、資金を本対策以外の使途に使用してはならない。
- 3 都道府県協議会は、資金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。
- 4 緊急捕獲等交付金の交付を受けて造成された資金の管理により生じる果実は、資金に繰り入れるものとする。
- 5 都道府県協議会は、資金に剰余が生じた場合には、これを翌年度に繰り越すものとする。
- 6 都道府県協議会は、事業実施期間が終了した場合又は本対策を行わなくなった場合において、造成した資金に剰余があるときは、これを国に返還するものとする。

第10 事務費の取扱い

都道府県協議会は、生産局長が別に定めるところにより本対策に必要な事務費を造成した資金から支出できるものとする。

第11 事業実施状況及び資金管理状況の報告等

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業の実施状況を都道府県協議会長に報告するものとする。
- 2 都道府県協議会長は、1の実施状況の報告を受けた場合には、その内容について検討し、緊急捕獲等計画に定められた目標の達成が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。なお、適切な改善措置が図られない場合には、次年度の事業執行等を見合わせるものとする。
- 3 都道府県協議会長は、1の実施状況の報告について、生産局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 都道府県協議会長は、生産局長が別に定めるところにより、緊急捕獲等交付

金により造成した資金の収支を地方農政局長等に報告するものとする。

- 5 都道府県協議会長は、各事業実施主体の事業実施状況及び緊急捕獲等交付金により造成した資金の収支状況を踏まえ、都道府県緊急捕獲等実施計画を見直すものとする。

第12 事業の評価

被害防止計画に定められた目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、被害防止計画の目標年度の翌年度において、被害防止計画に定められた目標の達成状況について、自ら評価を行い、評価内容の妥当性について、学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、都道府県協議会長に報告するものとする。
- 2 都道府県協議会長は、1により事業評価の報告を受けた場合は、その内容を地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により報告を受けた場合は、都道府県協議会長又は事業実施主体に対して必要に応じ指導を行うものとする。
なお、地方農政局長等（生産局長を除く。）は、当該内容を生産局長に報告するものとする。
- 4 事業評価を行った事業実施主体は、その結果を公表するものとする。
- 5 国は、本対策の実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第13 他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、次に掲げる施策との関連及び活用に配慮するものとする。

- (1) 6次産業化の推進に関する施策
- (2) 戸別所得補償制度に関する施策
- (3) 耕作放棄地解消対策の推進に関する施策
- (4) 農地・水・保全管理に関する施策
- (5) 中山間地域等直接支払に関する施策
- (6) 森林整備事業に基づく施策
- (7) 森林・林業再生基盤づくり交付金に基づく施策
- (8) 健全な内水面生態系復元等推進事業に基づく施策
- (9) 頑張る地方応援プログラムに基づく施策
- (10) 農地情報共有化に関する施策

第14 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この通知は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

この通知は、平成26年2月6日から施行する。

別表（第3関係）

事業種類	事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率
1 被害緊急対応型	1 推進事業 個体数調整	生産局長が別に定める協議会等とする。	次に掲げるすべての要件を満たすこと。	1 推進事業 定額（ただし、個体数調整における上限単価については、生産局長が別に定めるところによる。）
2 広域連携型	2 整備事業 鳥獣被害防止施設			2 整備事業 定額、1/2以内 上記に関わらず、沖縄県にあっては2/3以内、次の（1）から（5）までの要件のいずれかに該当する地域にあっては、5.5/10以内とする。（上記に関わらず、農家・地域住民等参加型の直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額補助できることとし、上限単価については、生産局長が別に定めるところによる。） （1）山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 （2）過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域と見なされる区域を含む。） （3）離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域 （4）半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

				(5) 特定農山村地域 における農林業等 の活性化のための 基盤整備の促進に 関する法律（平成 5年法律第72号） 第2条第4項の規 定に基づき公示さ れた特定農山村地 域
--	--	--	--	---